(e) A person who has interfered with entry in a competition or conclusion of a contract or execution thereof ;
(f) A person who has interfered with an inspection or supervision conducted by the members of this company ;
(g) A person who, in regard with a contract has brought about a trouble by a dishonest or improper act or who has committed an unfaithful, insincere conduct ;
(h) A person who is in dispute with this company without any justifiable reason in connection with a contract ;
(i) A person whose performance of a contract is delayed ;
(j) A person whose past record of performance of contract is not good ;
(k) A person who has failed to perform a contract without any justifiable reason ;
(l) A person who has made a false statement in the procedure concerning entry in competition or execution of contract ; and
(m) A person who employs someone who comes under any of the above-mentioned provisions as manager or in other capacity to designate such person as representative during competition

② The tenderer must have established assets and public confidence, and in addition the tenderer must have good professional technique and equipment.

③ The tenderer must have a substantially long established business showings in production or sale of the goods which Central Japan Railway Company (hereinafter referred to as "Company") requires or the goods similar thereto.

④ The products must be of good quality and reasonably priced, and satisfying the requirement of quality and appointed time of delivery must be assured.

⑤ The tenderer should be able to meet the Company's demands smoothly for a long period of time

⑥ The tenderer should be able to render positive co-operation to the Company in the form such as after-delivery servicing, repairing and supplying necessary parts.

(7) See the instructions of the tendering (¥3,150. inclusive of Consumption Tax)
(8) Time-limit for Tender ;
① 03 : 00 pm, 27, October 2009
(9) Contact point for the notis ; Ayaka. Nishiwaki Purchasing and Supplies Section, Property Management Department, Central Japan Railway Company, JR Central Towers, 1—1—4 Meieki Nakamura-ku, Nagoya Aichi 450—6101 Japan. TEL 052—564—2538

入札公告の変更

平成21年９月４日
国立大学法人東北大学理事　植木　俊哉
◎調達機関番号　415　◎所在地番号　04
1　掲載日　平成21年７月１日（号外政府調達第118号　47・48ページ）
2　変更内容
１⑷中、「平成22年３月１日から平成27年２月28日」を「平成22年３月８日から平成27年３月７日」に、３⑶中、「平成21年８月21日17時00分」を「平成21年９月18日17時00分」に、３⑷中、「平成21年９月25日15時00分」を「平成21年10月16日15時30分」に、５⑷中、「1, March, 2010 through 28, February, 2015」を、「8, March, 2010 through 7, March, 2015」に、５⑺中、「5 : 00 PM 21, August, 2009」を「5 : 00 PM 18, September, 2009」に変更いたします。

入札公告の変更

平成21年９月４日
国立大学法人京都大学長　松本　紘
◎調達機関番号　415　◎所在地番号　26
○第23号
1　掲載日　８月11日
2　変更内容
62ページ１段目、国立大学法人京都大学にかかる「入札公告」第23号中、２の⑵の「ＡＢＪＭＴＡＡ」を「ＡＢＧＪＭＴＡＡ」に、「Ｃ～ＩＫＬＮ～ＳＵ～Ｚ」を「Ｃ～ＦＨＩＫＬＮ～ＳＵ～Ｚ」に変更する。また、５の⑹の「ＡＢＪＭＴＡＡ」を「ＡＢＧＪＭＴＡＡ」に、「Ｃ～ＩＫＬＮ～ＳＵ～Ｚ」を「Ｃ～ＦＨＩＫＬＮ～ＳＵ～Ｚ」に変更する。

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。
平成21年９月４日
支出負担行為担当官
関東地方整備局長　菊川　　滋
◎調達機関番号　020　◎所在地番号　11
1　工事概要
⑴　品目分類番号　41
⑵　工事名　H21・22圏央道川田谷高架橋16上部工事（電子入札対象案件）
⑶　工事場所　埼玉県桶川市川田谷地先
⑷　工事内容　工事延長　Ｌ＝218.0m　ＰＣ10径間連結Ｔ桁橋（プレテンション方式）
橋長：218.0m　支間長：10@21.80m
ＰＣプレテンション桁：220本
支承工：１式
横組：１式
橋梁付属物工：１式
架設工（トラッククレーン架設）：１式
⑸　工期　平成23年２月28日まで
⑹　使用する主要な資機材　ＰＣプレテンション桁　220本
⑺　本工事は、入札時にＶＥ提案として「プレキャストＴ桁横締めの施工管理に係わる具体的な工夫」を受け付けるとともに、「工事全般の施工計画」を求め、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する入札時ＶＥ（総合評価落札方式）の試行工事である。また、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式の試行工事である。
なお、本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。
⑻　本工事は資料提出、入札等を電子入札システムで行う対象工事である。ただし、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えるものとする。また、紙入札の承諾に関しては関東地方整備局総務部契約課に承諾願を提出するものとする。
⑼　本工事は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
⑽　本工事は、競争参加資格確認資料の作成にあたり設計業務成果を閲覧に供する試行工事である。なお、閲覧の対象者は本工事の入札参加希望者であり入札説明書を入手した者とする。（閲覧方法等の詳細は入札説明書による。）
⑾　本工事の完成時の工事成績評定の結果が65点未満であった場合、当該工事成績評定通知書の通知月から起算して１年間に行われる関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）の発注する工事の入札において、総合評価落札方式の加算点等を減ずる試行対象工事である。ただし、事故減点は原則適用外とする。
⑿　本工事は、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、入札日から過去２年以内に70点未満の工事成績評定を通知された関東地方整備局が発注し完成した工事がある者に対して、現場代理人と監理技術者の兼務を認めないこととする試行対象工事である。なお、５．⑻で定める監理技術者とは別に配置する技術者とも兼務を認めない。
⒀　本工事は、調査基準価格を下回った価格をもって契約する者に対して実施する工事完成後の工事コスト調査において、工事コスト調査結果の内容と、低入札調査時の重点調査の内容が著しく乖離した場合においては、施工体制台帳の確認やヒアリングの実施等を行い、乖離理由を検討したうえで場合によっては工事成績評定を減ずる試行対象工事である。なお、工事コスト調査の内訳については、工事コスト調査終了後関東地方整備局又は大宮国道事務所のホームページにより公表する。
⒁　本工事において、中間前金払に代わり、既済部分払を選択した場合には、短い間隔で出来高に応じた部分払や設計変更協議を実施する「出来高部分払方式」を採用する。